

第2部

戦前期タイのインド人社会

「タイとインド」というテーマは、予期せぬ機会が私に与えてくれた主題であるが、タイのインド人社会に関心をもち始めると、改めて二つの国の関係を歴史にさかのぼって考える必要に迫られた。

「タイ・インド関係」をどこまでさかのぼって論ずるかは、論者の訴えんとする意図によって異なる。二国間の儀礼的な文書には、必ずといってよいほど、アショーカ王が「スワナプーム（スワルナ・プーミ||黄金の土地）」に派遣した仏僧である二人の王子の事跡が言及される。「スワナプーム」とはタイのことである。そのような文書に出会うと、重みは違うにしても、仏教の絆が必ず強調される日本とインドの外交文書をついつい連想してしまう。あるいはヒンドゥイズムの王権思想の影響が、とくにアユタヤー王朝以降のタイ王朝制の特徴のひとつとして論じられる。ブラフマニズムやヒンドゥイズムの問題は、とくに呪術にまつわる儀礼の一部としては、おそらく今でもタイ社会の民衆文化のたいへん重要な要素のひとつであろう。また貿易国家アユタヤーにおけるインドを含む西からの接触の問題もタイとインドの歴史的な関係の重要な一部である。

タイとインドの間に存在した歴史的な文化関係や人的な交流は、今日のタイ・インド関係を考えるうえでの不可欠の前提であるけれども、私の詳しく書ける主題ではない。「近代史」という時期をどこからと考えるかは議論があるうが、およそ、インドにおける「セポイの反乱(第一

次民族独立戦争」とタイにおける「ボウリンググ条約締結」というほぼ同時期の事件を経験した一八五〇年代半ばを、ひとまず「近代」の始期としておこう。その辺りからのタイ・インド関係の輪郭だけでも、ここで描いてみたいと思う。

このように設定した「近代史」のなかで、タイとインドの関係は直接ではなく、インドを植民地として支配していたイギリスの存在を媒介に成立していた。タイ・インド関係は、すぐれてタイ・イギリス関係であった。今日のタイ・インド関係はこの枠のなかから芽生えたものである。この第2部で扱う時期には、タイの呼称としては、おおむね「シヤム」が正しいが、本書では引用部分以外は、「タイ」表記で統一する。

1 イギリス・タイ関係のなかのインド

(1) 保護者か侵略者か——タイにとってのイギリス——

「一八五五年から、まさに一九四一年十二月の日本による侵攻まで、イギリスは外国列強のなかでシヤムに最も深く根をはり、シヤムの国民に対して最も重大な影響を及ぼしうる国で

あった。」この文章は、他ならぬ「日本による侵攻」で英公使館に拘禁された、当時のイギリス公使、ジョサイア・クロスビーのものである。見方によっては、保護者とも侵略者ともとれるイギリスの存在ぬきに、戦前期タイにおけるインド人社会について語れない。

伸びる東イン ド会社の触手

十九世紀の初頭から、タイの周辺に触手を伸ばすたびにイギリスはタイ王国に使節を派遣した。一七八六年にマラヤのペナンを取得し、一八一九年にシンガポールを建設したイギリスは、一八二二年にJ・クロフアード (Crowford) を送っているし、第一次イギリス・ビルマ戦争でアラカン、アッサムそれにテナセリムを取得すると、一八二六年にH・バーネー (Burney) 大尉を派遣した。ここでイギリスというのは、実際には東インド会社のことである。使節を派遣したのは会社のインド総督である。インドを植民地として経営していた東インド会社がタイ王室の交渉相手であった。こうした交渉のなかで、イギリスが狙ったのは、タイ王国の交易を開放させること、クランタン、トレンガヌというタイに隣接するマラヤのスルタン (土着王国) 領をタイ王室の影響から切り離すことであった。スルタン対策のほうはほぼ成功するが、タイの交易を全面的に開放させることができたのは、有名な一八五五年のポウリング条約によってであった。ポウリングは香港の総督で、かれはインド総督によってではなく、ピクトリア女王の勅使として派遣されたのであった。一八五七年には条約にもとづいて初めてバンコクにイギリス領事が着任した。ポウリング条約が

タイ社会に与えた影響はこれまで過大評価されていたというのが、最近の研究による見解のようだが、本書との関連では、条約に盛り込まれた領事裁判権の規定や、タイに進出してくるイギリス商社などに雇われるインド系住民の増加など、やはりポウリング条約は重要な関係がある。領事裁判権のことはこのあとで詳しくふれよう。

こうしてタイ王室はイギリスと外交関係をもつことになるが、一八二六年と、一八五二年の英緬戦争でビルマの沿海部と下ビルマを略取している隣のインド政府のほうに、実際には物騒な相手であった。テナセリムの占領でタイとインドは国境を接することになったため、早くから北タイはイギリス人だけでなく、カレン族などのビルマ人が北タイ領にチーク材の伐採などに入りこんでいた。チーク材はルビー、家畜と並んでイギリスがタイに求めていた資源であった。当時のチェンマイはバンコク王朝に朝貢関係にある半独立ともいえる小王国であったうえに、治安維持がままならなかった。イギリス、ビルマ系の木材業者の保護をめぐり、領事裁判権をたてにかれらを保護するイギリス領事、それにインド政府、チェンマイ王国、そしてバンコク王朝と錯綜した関係のなかで、この問題がタイの独立を危うくする火種ともなりかねなかった。

ラーマ五世の インド訪問

物騒な相手であるだけに公式の関係をうちたてておきたいというタイ王室の意図が、一八七一年のラーマ五世チュラーロンコーン王による英領インド訪問を実現させた。「閣下の御指揮のもとにある偉大な帝国ほど、この東方において統治の学が深く理解され、かつ人民の福祉が忠実に見守られている国はありません」というのがラーマ五世がインド総督メーヨーに送った書簡の一部である。王は一八七三年に成人に達し、親政をしくことになっていたから、すでに訪れたシンガポールやジャワとならんで、イギリスによるインド統治を実地に見聞しておきたかった。

チュラーロンコーン王のインドでの訪問地はカルカッタを皮切りに、デリー、アーグラ、ラクナウー、カーンブル、ボンベイ、ヴァラナシー、そして最初の上陸地点カルカッタへと、北部インドの主要都市に及んだ。王による英領植民地インドの見聞がタイの行政制度の確立、とくに弟のダムロン親王が尽力した地方制度の整備にどの程度影響を与えたのか、興味のあるところである。王のインド訪問のひとつの成果は一八七四年の北タイでの領事裁判権に関するインド政府とタイ王国との条約となつて表れた。あとで紹介するように、この条約はポウリング条約に規定された領事裁判権を、わずかだが、初めてタイ側に有利な形に修正するものになつた。

インド政府の存在は、一八八五年末の上ビルマ、シャン諸藩併合でいよいよ重圧となつてタ

イの上へのしかかってくることになる。チュラーロンコーン王を中心とするタイ王室が本気になって国内改革、国内統一をはかり始めるのは、イギリス連邦政府によるビルマ全域の併合、マンダレーの王朝廃絶を目のあたりにしてからである。インド近代史では、一八八五年といえど国民会議派の創設を思い出すが、その年は英領インドの東の境がタイ国境と全域にわたって接することになった年でもあった。

これから先のタイ・イギリス関係は英仏の角逐のなかで、ある時はイギリスに譲歩し、あるいはイギリスを利用して、タイが植民地化の危機をのりこえようとした歴史である。戦前期のタイとインドは、南のマラヤ、西と北のビルマというイギリス植民地を通じて一衣帯水の関係で結ばれることになった。

タイ王国の行政・司法機構のかなりの部分が外国人専門家によってになわれていたが、そのなかで圧倒的な影響力をもったのはイギリス人であった。日本人では刑法典整備に尽力した政尾藤吉が知られている。インド人専門家の名は知られていないが、W・A・グーネ・ティレケ(William Alfred G. Tilleke)というセイロン出身の法曹家のいたことを東京大学の末廣昭氏から教えられた。ティレケはセイロンの名家グーネティレケ家の出身でカルカッタ大学を卒業後、一八八八年頃からタイで弁護士を開業した。のちに王国の法務総裁(Attorney General)までを務めるが、一八九三年に『バンコク・オブザーバー』紙を創刊するほか、ゴム、鉄道、運輸な

どの分野でいくつもの民間会社を創設した。インドやセイロンでは英法に造詣の深い法曹家は多いから、この分野で活躍した人物も、探せば他にもいたかもしれない。

(2) 領事裁判とインド人

ポウリング条約第二条

国内に居住する外国人に対して自国の裁判権が及ばないこと、いいかえれば、外国人の裁判は本人の属する国の係官が管轄する、いわゆる領事裁判権は、不平等条約の象徴的な内容として、近代史上、多くの半植民地国が受入れを強いられた。アヘン戦争後にイギリスと中国のあいだで結ばれた南京条約はその嚆矢をなすものであった。タイの近代史の扉を開いたとされる一八五五年のいわゆるポウリング条約にも、つぎのような文面で領事裁判権の規定がその第二条に書き込まれていた。

イギリスとシャムの臣民の間に発生したあらゆる紛争は、シャムの権限を有する当局との共働のもとに (in conjunction with competent authority)、領事によって審問され解決せらるるものとする。また被告は、それがイギリス人の場合イギリス法にもとづき領事によって、シャム人の場合はその国法にもとづきシャム当局によって処罰される。

こうして輸入関税の一律三%条項などを含むポウリング条約の内容は、その後タイが次つぎ

に結んだ列強との条約にも盛り込まれた。一八九八年の日本との条約の内容もその例外ではなかった。確かにタイにおける法律の未整備などから、こうした不平等な条約の締結をやむをえず受け入れねばならないという事情もあった。また「外国人」の数がわずかであり、かれらに對するわずらわしい裁判を本国側に委ねたほうが問題が少ないという判断もありえた。しかし、法制や行政の整備とともに、こうした屈辱的な条約からの脱却は、明治期の日本がそうであったように、大きな外交上の課題となってくる。タイの場合、その課題の実現自身が外国人法律顧問の努力に負うところが大きかったのではあるが。

ところがタイにおいては、領事裁判権問題がおそらく日本などの場合とは異なる深刻な問題をひき起こした。それはイギリスあるいはフランスの「臣民 (subjects)」や「保護民 (protégés)」のなかに、膨大な植民地出身者の人口をかかえることになったという事情が生まれたからである。香港、マラヤ、インドあるいはビルマからの「イギリス臣民」、あるいは、ベトナムなどからのベトナム人、中国人の「フランス臣民」の流入である。チーク材伐採に絡んで北タイで問題を起こしたのも、ビルマの「イギリス臣民」であった。

植民地インドから、マラヤ、ビルマなどを經由してタイに流入してきたインド系の人々は、植民地当局のパスポートないし正規の通行証をもつ限りにおいて、タイでは、イギリスの領事裁判権のもとに入ることができた。何人かのイギリス外交官によって書き残されたタイ勤務回

想録をみると、ある時期まで、領事の任務のほとんどが裁判業務に費やされていたことや、裁判に登場する「イギリス臣民」の多くがインド系の人々であったことを知ることができる。

「イギリス臣民」の定義

一八九九年にイギリスはタイとの条約で「イギリス臣民」の定義を明らかにしている。この定義は、「イギリス臣民」をいわば本来のイギリス人（出生および帰化による）と「アジア出自（asiatic descent）者」の二つに分ける。後者は以下のように定義された。少し長いが解説書から引用してみよう。

イギリス自治領（British Dominions）において出生し、ないしはイギリス（United Kingdom）に帰化し、もしくはイギリスの宗主権または、それとの同盟関係のもとにある、あらゆるインドの藩王領または直轄州に出生した、すべてのアジア出自者、ただし、一八八六年一月一日以前にシャムに居住した上ビルマおよびイギリス領シャン諸藩（States）の出生者を除く。

上ビルマおよびシャン諸藩についての但し書きは、イギリスによる併合以前にタイに移住したものは、イギリス臣民とはみなさないという意味だが、現実にはどの程度文面どおり運用できたのだろうか。それはともかく、この規定が示すように、インド系住民はおそらくイギリス臣民のうちの大きな部分を占めていたにちがいない。この臣民としての資格はタイで出生した子にも適用された。「本来の」イギリス人の場合はタイで生まれた孫の世代までイギリス臣民と

みなされたから、この二種の臣民のあいだには差異が設けられていたのである。

しかし前記の規定は、あくまでも臣民となりうる資格を述べているのにすぎない。実際にこうした人々が領事裁判権のもとに置かれるためには、パスポートの所持とともに、タイのイギリス公館への登録が必要であった。そのような書類のない人々には、タイの司法手続きが適用されたことはいうまでもない。ところで、領事裁判権といっても、時期あるいは地域によつて、実はその運用の内容は一樣

表3 タイにおけるイギリスによる領事裁判権の変遷

1855	ポウリング条約。イギリス臣民は原告被告を問わず、領事裁判所に。
1856	条約の部分改正により、被告の属する国の法廷が裁く。
1874	インド政府とタイ政府の条約により、チェンマイなど北部3県についてタイの法廷が刑事、民事を問わず、また原告、被告たるを問わず裁判権をもつ。ただし本人との合意が必要。またイギリス領事による領事裁判への移送が可能。
1883	イギリス政府とタイ政府の条約、チェンマイなど北部3県で、1874年の条約の内容を、本人との合意の有無にかかわらず適用。イギリス領事の法廷への出席と意見の提出が可能(1874年と同じ)。1884、85、96年と北部11県にまで適用を拡大。この法廷は俗に「国際法廷」International Courtと呼ばれた。
1899	条約により「イギリス臣民」の規定を明確にする。
1906	イギリスの領事裁判所の整備、バンコクの Court for Siam、とチェンマイ、ケダの District Court、および Travelling District Court の3種類。
1909	条約改正により、1883年の条約の内容(International Courtの方式)を全国に適用。
1925	領事裁判への移送規定を部分的に残した改正。
1937	移送規定を完全に放棄。領事裁判権問題の最終解決。

(出所) Nathabanja (1924) などから筆者作成。

ではなかった。本人が原告か被告か、事件が刑事か民事か、適用法はイギリス法かタイ法か、控訴の規定はどうかなど、問題はたいへん込み入っている。詳しい内容は関連文献にゆずるが、表3に簡単な制度の変遷史をかかげてみた。

タイの条約改正史のなかでは、一八八三年の条約が領事裁判権撤廃への大きなステップとして重視されている。しかし、この改正のきっかけを与えたのが、この年表のなかで唯一タイ政府とインド政府のあいだで結ばれた一八七四年の条約であった。この条約の背景はすでに説明したとおりである。

イギリス領事は

インド人の後見人？

こうして、領事裁判所であれ、「国際法廷」であれ、インド系住民は訴訟のあるところイギリスの領事に厄介にならざるをえない。領事がイギリス人であれば、所は変わってもインド系住民の目からは、同じ「アングレジー・サーヒブ（イギリスの旦那）」である。故郷のインド農村では、イギリス人の地方長官の権威は絶大で、その家父長的権威は「マーバープ（父母）」に例えられた。インド人にとって、イギリス領事は移住先のタイでの「マーバープ」、いわば後見人であった。インド人女性に比べてはるかに「開放的」なタイ人やラオ人女性との結婚は、南アジアの男性のもつ特有な女性観と相容れないことも多く、よく悶着が起きたようである。そんな時に、きまって仲裁にひっぱり出されるのが現地の領事であった。

イギリスの「一外交官は、「インド人のある種のグループは裁判沙汰の常習者といってよいほどで、シャム中の裁判所でかれらのうちの誰かの姿を見かけない日はない」と評している。回想録にとりわけひんぱんに登場するのは、パシュトゥーンの人々である。パシュトゥーンのあいだでは氏族に加えられた恥は血で浚ぐという伝統がある。かれら社会特有の血による決済感覚はタイにおいても衰えていなかったようである。おそらく、こうした印象がタイの人々のあいだに刻印されて、パキスタン人すなわち “Kheekpathans” という言葉が生まれたのではないだろうか。

(3) 成長するインド人の繊維商

十九世紀に始まるインド人の海外への移住は、イギリスによる植民地の拡大や貿易の拡張の影に添うがごとくに進められたのが特徴である。多少とも教育や資力のある人は移住先での官吏や商人に、無一文であれば現地の住民がきらう鉱山やプランテーションの労働に、という具合であった。いわゆる華僑でも同じではないか、といえないこともないが、インド人の移住のうしろには常にイギリスの影があった。

タイに移住したインド人の場合も、イギリスもしくはインドとタイ間の貿易にもつばら関わ

るといふ形で、主に商人がまず移住を始めたのである。その多くがタミル人であったこと、それがしだいにパンジャーブ出身者にとつてかわられたことは、すでに紹介した。したがってタイにおけるインド人の経済活動をみるには、タイ・イギリスないしはタイ・インド間の経済関係、つまりは貿易関係をみるにしくはない。

もちろん商業以外のインド人労働への需要もあつた。その最たるものが夜警、門番業であつた。またインドの都会では今なお見られるような牛飼による牛乳の供給もインド人の得意とする分野であつた。このほかに、南部タイの錫鉱山の労働、鉄道、さらに変わったところでは、バンコクの市電の運転手にもインド系の人々が雇用された。これら職業のほとんどは、一九四一年以降の公的な規制や競争によつてしだいに駆逐されていったため、下層のインド人はインフォーマル・セクター、たとえば路頭の豆売り、新聞売りなどの極くごく零細な路上商人に転落するほかはなかつた。これらの路上商が、パーフラットの商人などと並んでインド人の典型的な職業のように今では思われているが、戦前の職業構成は、もっと変化に富んでいたようである。

華人の日本製品排斥

とインド人商人

インド人の商人が最も多く扱つたのは、今日と同じく繊維製品であつた。第一次大戦後、タイをはじめとする東南アジアでは、繊維品輸出をめぐつてイギリスと、それに食い込みさらにはそれを駆逐しようと

表4 横浜正金銀行中村支店長主催の夜会出席者

A. R. Salehbbhai	Thakar Singh Ladha Singh
L. S. Bhagwan Singh	D. H. A. Siamwalla
Mulamal Amarnath	N. Gopaldass and Co.
M. D. Ramachand	A. K. Makidala'l
Tuljaram and Sons	Bulchand Mahtani
Ramani Brothers	Jagatram Chunilal
J. Narain and Co.	etc., (その他不明)
Boor Singh Indar Singh	

(注) 記事の要約は以下のとおり。

招待客を代表して、A. K. Makidala'l がスピーチ。「このような楽しい宴に招待いただきに感謝する。近い将来日本の金融の便宜が得られるよう期待する(この時は、そうした関係はなかったようだ—引用者)。正金銀行の発展を祈る。」ホストの中村 (T. Nakamura) 支店長のスピーチは K. B. Ramani がヒンドスターニーに翻訳。「当行がシャムで開行したのは、日本とシャムの貿易の増大のゆえである。日本の繊維品の大きな部分 (a very big share) がインド人によって扱われていることを喜びとする。可能なかぎり全力をあげて全商人の助力をいたしたい。」

(出所) *Bangkok Times*, July 10, 1936 による。表記も同じ。

いう日本のあいだで、激しい市場競争が展開された。第一次大戦後のタイの輸入に占める日本の比率は、当初はイギリスの圧倒的な優勢に比べるべくもなかったが、すでにイギリスを追い上げ、一九三〇年代初頭では完全に優勢に立った。その最大の背景が日本による繊維品輸出の急増であった。インド人商人はもともイギリスの繊維品の流通をてがけていたが、日本の進出とともに、日本製品を扱うインド系商人も増加していった。とくに日本の中国侵略に反発するタイの華人が一九二八年以降しばしば行った日本製品のポイコットは、インド人商人が日本製品の流通に進出するきっかけを与えた。バンコクのインド人商人が、繊維品をはじめとする日本製品の流通を担

う重要な存在となってきたことは、一九三六年七月四日にバンコクの横浜正金銀行支店長がわざわざインド人商人のみを招待した夜会を催したことからも知ることができる。一九三六年七月十日付『バンコク・タイムズ』紙には、招待された繊維商・輸入商一人（社名も含む）の名前（表4参照）があげられている。いずれも戦前の代表的な繊維輸入商であるだけでなく、戦後もインド人企業の中核となった商人や商社である。

一九三七年の華北侵略に抗議するタイの中国人による日本製品ボイコット運動は、インド人商人と日本の接近をさらに促したようである。スキナーが書いているように、このボイコット運動は国民党系の指導だけでなく、いわゆる秘密結社組織による暴力的な監視をともなっていた。中国人に対しては、秘密結社の脅迫は威力があった。しかしインド人商人が日本品を扱えたのはなぜであつたらうか。当然こんな疑問が浮かぶが、それはイギリス公使館の後楯があつたからだ、当時のことを知る繊維商のひとり、ラーム・ラール・サチデーヴァは語っている。サチデーヴァは一九一〇年生まれ。一九三五年にバンコクで商店をもつ兄のアマルナートのもとに身を寄せた。アマルナートはすでに一九二四年からタイで活動しており、当時インド系商会で日本品を扱うM・D・ラーマチャンド商会（この商社も夜会に呼ばれている）とも取引があつた。アマルナートは日本製品の流通の最末端にいたわけである。もう一人の兄マン・シン（かれはシクである）と三人の兄弟名を合わせたM・R・アマルナート商会は現在でもバンコクのイン

ド人社会での「名門」商会のひとつである。サチデーヴァがイギリスの存在はインド人の安全にとって決定的な意味をもっていったというのは、彼らの経歴からみて信ずるにたりると思う。バンコクのイギリス公使館はインド人にとっては、時によって「保護者」であり、場合により「監視者」でもありえた。ただし、この時期のタイ華僑の政治活動を克明に跡づけた村嶋英治氏の指摘によれば、一九三七年の日貨ボイコットにあたっては、インド人商人も中華総商会との話し合いでボイコットに協力したという事実も存在した。

商業活動の活発化が、組織的な形をとったのは一九二八年である。この年、今日のインド・タイ商工会議所 (India Thai Chamber of Commerce) の前身とされるインド協会 (Indian Association) が結成された。インド協会は一九四四年にインド商業会 (Indian Society of Trade) と改称されて性格が明確化されるが、それ以前はもう少し活動範囲の広いインド人の交流団体であった。またインド協会は当初バンコクに在住する南アジアのムスリムを中心とした組織でもあった。当時幹事的な役割を果たしていたムスリムには、A・E・ナーナー、A・ヴァシーなどの名があった。一九四一年十二月の日本軍によるタイ進駐にあたって、インド人のとりまとめ役としての役割を期待されたのがこの団体であった。

2 インド・ナショナリズムとタイのインド人

(1) 反英運動の拠点、バンコク

タイのインド人社会のあいだでは、独立運動の機運がいつごろからみられたのだろうか。インドの国民会議派をはじめとする諸組織の運動に、タイ在住のインド人はまったく影響を受けなかったのだろうか。

反英運動がインドの外でどのようにくりひろげられたかについては、A・C・ボース (Bose) による先駆的な研究がある。インド国外の反英運動は、その国のイギリスとの関係いかに左右されることが多かったことはいままでもない。ラース・ビハーリー・ボースのように、日本を長期にわたって活動の舞台にした反英運動家は、日本とイギリスの外交関係によって、ある時は厄介者として扱われ、またある時は利用された。タイも、日本と並ぶアジアの独立国として、インドの活動家にとっては反英運動のひとつの拠点として利用しうる可能性を秘めた国であった。だが、その可能性は、ほとんど現実のものとはならなかったようである。同じ独立国とはいえ、タイがイギリスに対してはらわねばならぬ配慮は、日本と比べるべくもなかったら

う。またバンコクのイギリス公使館をはじめとする情報網は、インドの反英活動につながるようなタイ国内でのインド人の動きにも十分注意をはらっていた。

第一次大戦前夜

の反英活動

タイのインド人に対するインドの反英組織からの最初の働きかけは一九一三年にみられた。ベンガル州を中心に活動をしていた反英組織ジュガンタル党のボラナート・ボース、ナニ・ボースの二名が、タイの鉄道で働くパシジャーブ出身者のあいだに反英組織を植えつけようと試みたのである。この組織は外国の活動との連絡拠点をいし活動家の隠れ家となるはずであった。当時のタイ鉄道では、ドイツの技術者が重要な役割を果たしていたので、組織化にあたっては、ドイツの援助が期待できたのである。この狙いはまちがいでなかった。ドイツ人技師の協力のもとに、パコ、バンドンなどの鉄道拠点では、それぞれ三名から四名のインド人（主にシク教徒）が核となる反英組織が結成された。かれらは、さらにバンコクのシク・グルドワラを中心に活動を広げ、北アメリカで活動する反英武装闘争を狙うガードル党グループや、ドイツ公使館との連絡ルートもつくりあげた。こうして第一次大戦の勃発以前にバンコクは国際的な反英網の重要な拠点にまで成長していった。

第一次大戦の勃発とともに、ガードル党はインドへの潜入と武装蜂起の計画を実行にうつした。大量の武器を主にドイツの協力でインドへ持ち込むほか、活動家をタイに集結させて陸路

英領インドに進撃する計画が練られた。しかし、かれらの期待に反して、タイ王室はイギリスの要求に従って一九一五年八月には、タイ国内のインド人活動家の一斉検挙にのりだした。タイに集結した活動家に送られるはずの武器を積んだ貨物船がセレベス島で官憲によって差し押さえられたのも、彼らの誤算であった。バンコクの反英組織はわずか二年あまりのあいだにその姿を消したのである。インド総督は自らの在任中に発生したこの事件へのラーマ六世ワチラーウット国王の協力に多分に恩義を感じたようである。インドを離任するにあたって、感謝の手紙を書き送っている。タイでの動きと時を同じくして、シンガポールではインド人兵士の反乱が発生している。第一次大戦下のアジアはイギリスにとっては、不逞分子の格好な活動舞台と映ったことであろう。

アマル・シン、ソーハン・ラール、ブダ・シンらタイで捕えられた活動家は数カ月間イギリス公使館に拘束されたのち、アングマン島へ送られた。島で処刑されたブダ・シンの家族はバンコクに今でも在住している。またアマル・シンは釈放後タイにひそかに戻ったといわれている。

第一次大戦後のアジアでは、日本の国際的影響が無視できないものに成長し、タイとイギリスの関係も戦前、戦中のドイツへの配慮よりも、日本の動静に影響を大きく受けるようになった。第二次大戦への日本の参戦と、東南アジアへの電撃的な進出のなかで、日本はタイを含む

東南アジアのインド人と直接に交渉をもつことになる。そうした交渉の頂点には、次の第3部で紹介するスバース・チャンドラ・ボースの率いるインド国民軍の問題が位置するだろう。しかし、こうした目立った事件に較べると、両大戦間のタイにおけるインド人社会の動静はあまり知られていない。日本軍がタイに進出して初めてタイ在住インド人の民族運動や独立運動が盛んになったと考えるのは正しくない。

ヒンドゥー青年

協会の結成

両大戦間にタイへのインド系住民の移動は着実に増加していった。繊維をはじめとする取引に地歩を築いたのもこの時期であり、一九三三年には、すでに紹介したようにパーフラットにはシク教徒の本格的なグルドワラが姿を現した。新装のグルドワラにはインドのパンジャブ地方から数名の伝導者が呼ばれた。そのなかの一人にプリタム・シンという名の二三歳の青年がいた。今はパキスタン領であるライアルプル（現ファイサラバード）の出身で農業高校を中退後、シク教徒の改革運動であるアカリー（不滅）運動などに参加していた直情径行の青年であった。バンコクに戻っていたアマール・シンがこのプリタム・シンをタイの反英運動の後継者に選んだと、いくつかの資料は語っている。しかしプリタム・シンの活動を具体的に教えてくれる資料はない。タイに第二次大戦の戦火が近づいた時、プリタム・シンの名が浮上してくるようになるが、詳細は第3部に譲る。また直接の反英活動ではないが、インド・ナショナリズムとの連帯を意識した動きは、パン

ジャープ地方から移り住んだヒンドゥー教徒のあいだにもみることができた。一九二二年十二月にバンコクに渡ったラグナート・シャルマが二九年に結成したヒンドゥー・ユワク・サバー・バンコク（バンコク・ヒンドゥー青年協会）がそれである。シャルマはラーホールでサンスクリットなどを学んだバラモンであり、パンジャープのスイアールコットの出身である。バラモンではあったが、シャルマは繊維品の商いで生計を維持する小商人であった。シャルマのまわりにはダルシヤン・シン・バジャージ、タルローク・ナート・パワなどという青年が集まったが、かれらがのちに第二次大戦下のバンコクで、インド独立運動の中核をなしたのである。サバーのメンバーが一九三二年十月のマハートマ・ガン



ヒンドゥー青年協会。中央にはマハートマ・ガンディーの写真が掲げられている。前から第2列左から4人目がラグナート・シャルマ。
（写真提供：タイ・インド文化ロジ）

デイーの誕生日を記念して撮影した写真は今でもタイ・インド文化ロジに掲げられている。タイへの移民もインドの民族運動との絆を強く意識していた。それを鼓吹したのが、シャルマであった。かれを追憶する人がきまつていうように、かれは私欲のない恬淡とした人物であった。

バンコク・ヒンドゥー青年協会は、のちヒンドゥー・サマージ（ヒンドゥー協会）と改称する。タイ政府がサバーという語がタイ語の議会（サパー）を意味する語と同じであることを嫌ったからだとラーム・ラル・サチデーヴァは語っている。ヒンドゥー・サマージは今日まで、主にパンジャービー・ヒンドゥーの組織としてかれらの社会活動の核になっていることは、第1部で紹介した。タイのインド人たちも本国の民族運動に共感を寄せていたことは明らかで、一九三〇年代にはそれが表立った組織的な形をとらなかつただけであった。

(2) タゴールのタイ訪問

両大戦間期のタイ・インド関係で特筆されるのは、ラビンドラナート・タゴール（タークル）によるタイ訪問である。タゴールは一九二四年と二七年の二回にわたってタイを訪れているが、二七年の二度めの訪問は、タイ王室の賓客として歓迎を受けた。このとき、チュラーロンコー



1927年のタゴールによるタイ訪問。
ダムロン親王と並ぶ記念写真。
(写真提供：タイ・インド文化ロッジ)

ン大学で講演を行っている。この時の訪問の様子は、インドのサヒテャ・アカデミーによって一九六一年に刊行されたタゴール生誕百年論集へタイのターニー親王が寄稿した一文から知ることが出来る。またイギリス当局もタゴールの訪問になみなみならぬ関心を寄せていたことが、バンコクのイギリス公使館の記録からは知られるのである。

一九二七年の訪問はマラヤ、シンガポール、ジャワなどの東南アジア旅行の一環として企画された。タイは最後の訪問地となった。タゴールはかねてからインド文化の東南アジアへの伝播に深い関心を抱いていた。随行したのは、スニテイ・クマール・チャタージー、スレンドラナート・コ

ル、デイレンドラクリシュナ・デブ・バルマンの三名の学者、それに秘書のE・A・ウイリアムスである。タイではターニー親王自身が教育相として接待にあたっている。視察地はバンコクだけでなく、ロップブリーとアユタヤーに及んだ。かれの会見した人々のなかには、ダムロン親王やタイ文化史家アヌマーンラーチャトンが含まれた。チュラーロンコーン大学での講演では、タゴールはシャンティニケタンに開いた私学の経歴を敷衍して、自らの教育論を語りかけた。タイとインドの文化交流史のなかで、タゴールの一九二七年の訪問は特記すべきことであつた。それはかれの訪問自体の価値といふことのほかに、ターニー親王の寄稿のなかではふれられていないが、ラーマ七世プラチャーンティポック国王じきじきのある意向がタゴールに対して伝えられていたからである。それは、インドから一名の学者を招聘したい、その学者にはタイに永住し、タイ語を学んでもらい、タイ語を通じて、タイとインドの永年の文化的絆に新しい命を吹き込んでもらいたい、というものであつた。

プラチャーンティポック国王のこの要望が実現したのは、立憲革命の勃発した一九三二年であつた。タゴールの眼にかなう人物がそれまで見つからなかつたのであろうか。ダルシャン・シン・バジャージの語るところでは、国王の要請に応じて派遣する以上、途中で任務を放棄したり、病気になるたりすることがあつては、とタゴールが案じた結果、人選が手間取つたという。ともあれ、一九二七年の訪問から五年後にタゴールはようやく一人の人物をタイに送るこ



スワミー・サティヤナンダ・
プリー

とができた。その人物の名はスワミー・サティヤナンダ・プリー、一九〇二年三月生まれのサンヤーシーである。サンヤーシーとはインドの言葉で修行者のことである。しかし、この人物は世間と没交渉のただの修行者ではなかった。

(3) タイに派遣されたサンヤーシー

サティヤナンダ・プリーは実名プロフツロ・クマール・セン、ベンガル州の出身である。サティヤナンダ・プリーの名は、サンヤーシーとなつて師のサティヤナンダ・マハラージから与えられたものである。いささか長いこの名の代わりに、以下ではインド式の呼び方にしたがってスワミーとしよう。

スワミーのタイ滞在はわずか十年間である。それは、かれが第二次大戦下の一九四二年三月、東京へ向かう途中飛行機事故に遭遇するという悲運に見舞われたからである。スワミーは東京の山王ホテルで開かれることになっていたイン

ド独立連盟の結成準備会議に参加する重要なメンバーの一人であった。このことは次章で詳しく紹介することになるが、タイでの十年間の活動の間に、スワミーが残した遺産の最大のものは、一九四〇年のタイ・インド文化ロッジという学術文化交流機関の設立であつたろう。戦中、そして戦後のタイ・インド関係は、このロッジの活動を抜きに語れないからである。ここでは、ロッジの設立にいたるまでのかれの活動を追うことにする。

インド古典学者

としてのスワミー

タイに渡る直前のスワミーはカルカッタ大学で常勤の講師として東洋哲学の教鞭をとる少壮の学者であつた。カルカッタ大学で英語、サンスクリット語および哲学を学び、哲学修士号を首席で得たのち、ヴァラナシー・ヒンドゥー大学でもサンスクリット語修士号をこれまた首席で獲得するという履歴の持ち主であつた。教壇に立ちながら、かれは雑誌の編集や、ラーダークリシュナン博士(インド独立後第二代の大統領)を会長とする東方文化協会の設立などに奔走した。

かれの語学、哲学の優れた能力はバンコクでも直ちに立証された。到着のわずか六カ月のうちには、チュラーロンコーン大学の評議員会で三十分間の演説をタイ語でこなし、その時には、すでにタイ語による執筆すら始めていたというのである。事故死までの十年間にかれが残したタイ語の著作は、バガヴァッド・ギーターや、ヨガ論などの宗教哲学書の翻訳ないし執筆が八冊、マハートマ・ガンディーとグル・ゴービンド・シンの伝記各一冊、それにタイ語による多

数の講義および論文である。伝記の素材としてスワミーは民族運動の指導者ガンディーと、バンコクに多いシク教徒の崇敬する教主グル・ゴービンド・シンを選んだ。さらに、ダンマパダ（法句経）の注釈書であるパーリー語のダンマパダアッタカタターを、タイ文字表記のサンスクリット語に訳すという仕事もしている。英文では、仏教思想の起源に関する著作とタイのラーマヤナ（ラーマキエン）の翻訳（共訳）が知られている。

スワミーの派遣はタイの知識層によつて歓迎された。第二次大戦下の「自由タイ」運動（第3部参照）に挺身する青年像を主題にしたサクチャイ・バムルンポンの小説『地、水そして花』（吉岡みね子訳）のなかにも、スワミーの講演にバンコクの知識層が深く印象づけられた様が描かれている。またかれの来訪はインド人社会も揺り起こした。すでにラグナート・シャルマなどを中心に一種のサークルをつくっていたパンジャーブ出身者をはじめとするバンコクのインド人社会は、強い求心力をもつ核を得たのである。タイ教育省の公式の賓客であり、その学識によつてタイ社会から高い尊敬を受けるスワミーの存在がバンコクのインド人社会にとって心強くないはずがない。かれの来訪をタイ教育省の係官から最初に知らされ、フアランポン駅まで出迎えたのは、シャルマらヒンドゥー・サマージのメンバーであった。スワミーはしばらくのあいだ、かれらから食事など身の回りの世話を受けることになった。スワミーが本格的な文化活動をダルマ・アーシュラム（ダルマは法、宗教の意、アーシュラムは道場とも訳される言葉）の名で始

めると、アーシュラムは両国の交流の場となるとともに、とりわけインド人社会の文化的な核としての役割をも担うようになった。

スワミーのタイ語の著作のなかにガンディーの伝記があることから知られるように、彼は民族運動とは無縁に古典に没入していた人間ではなかった。実はかれの履歴のなかには、同世代のベンガルの青年であれば一度は近づいたことのある、反英活動への参加歴があった。前の節でジュガンタル党がすでに登場しているが、スワミーの場合は、それとあい並ぶ反英「テロリスト」組織で、東ベンガルを舞台とするオヌシロン・サミテイのメンバーであった。時期は明らかでないが投獄されたこともあり、その際に加えられた電気ショックのために、日頃から心臓の痛みを訴えるようになっていたといわれる。バンコクのイギリス当局も彼の前歴は知っていたことだろう。サンヤーシー生活に入ったのは、二四歳頃のことと思われる。一九三〇年にカルカッタ大学の教壇にのぼるまでの四年間もつばらヒマラヤ山麓での瞑想生活に費やされた。

(4) バンコクに翻る会議派の三色旗

スワミーのアーシュラムに集まるインド人のあいだには、インドとのつながりをもつとはつ

きりとした形でもちたいという希望がしだいに高まってきた。すでにスワミーの活動自体にバンコクのインド人は金銭的な援助を始めていたから、資金の面での下地はできていたのである。ラグナート・シャルマはこの提案に熱心であつた数名の人物の名をあげている(死後雑誌『タイ・パード』に掲載されたメモより)。いづれも商人あるいは商会の関係者か医師である。タイ政府との公式の關係をもつスワミーであるから、こうした組織の設立には慎重な配慮が必要であつたのだらうか、かれはシャルマによれば、「熟慮ののちに」「タイ・インド文化ロッジ」の設立を提案した。提案はもちろん問題なく受け入れられた。

煩雑になることを避けて、以下ロッジという英文名で呼ぶことにしたいこの組織は、かれの提案では、タイ語でアースーム・ワタナタム・タイ・パード、ヒンディー語でタイ・バーラト・サンスクリテイ・アージュラム、つまりタイ・インド文化アージュラムと呼ばれる。現在でもこれがタイ語とヒンディー語の正式名称である。これは、新しい組織がかれ自身の始めたダルマ・アージュラムの延長上にあること、また精神的な価値の向上を重視したものであることを示している。

イギリス公使館の妨害

ロッジの初代会長はスワミー・サティヤナンダ・プリー、事務局長にC・C・ロイ(医師)が就任し、財務をラグナート・シャルマが担当した。設立式典は一九四〇年十月に行われている。タイ政府の強い支援を表すように、式典

の議長はワンワイタヤーコーン親王がつとめた。親王はスワミーの事故死のちに、ロツジの会長を引き受け、第二次大戦中ひきつづいてその地位にあった。またワンワイタヤーコーン親王は一九四三年秋に東京で開かれた大東亜会議にピブーンソクラーム首相に代わってタイを代表して出席したことで知られる。つぎに紹介する設立時のエピソードから知られるかぎりでは、親王はタイのインド人の心情をよく汲みとった人であった。

設立式典でインド側の掲げた旗は中央にチャルカー(系車)をあしらった国民会議派の三色旗であった。スワミーが三色旗を掲揚したときには会場は拍手でどよめいた。しかし、インド人のなかには、この旗の意味を理解できない人もいたという。そんな人をも含めて、この日、バンコクのインド人は国民会議派の三色旗をあおいで、改めて自らの「国」を意識したのである。ロツジではその日から欠かさず三色旗を掲げ始めた。

しかし予想されるように、イギリス公使館は黙視していなかった。当時の公使は練達のジョサイア・クロスビーである。ロツジの資金源である主だったインド人商人は公使館に呼ばれて、ロツジとの協力関係が続けるならなんらかの措置をとると脅かされた。しかしシャルマはその後も密かに献金を集めてまわっていた。華人による反日ボイコットの際には公使館は「保護者」であったが、いまや「監視者」としての顔を現したというべきであろう。またイギリス公使館は、ワンワイタヤーコーン親王にも抗議を申し入れた。「インドはイギリスの従属国である。イ

ンドの旗の掲揚は許されない」とする公使館に対して、親王は「旗の掲揚に関するタイの法律のもとでは、インド国内で一致して国旗と認められた旗を掲揚することはなんらの違反とはならない」とはねのけたのである。ロツジはその後も、タイ政府からタイのインド人を代表する、非公式ではあるが最も重要な窓口として扱われた。

しかし、一九四〇年十月というロツジの設立時期と、親王の姿勢にうかがわれるタイ政府の支援とは、すでにヨーロッパで戦端が開かれている第二次大戦下の国際情勢、とくにイギリスの陥った苦境を考慮に入れないと理解しづらいたころがあろう。ロツジは誕生と同時に、タイをめぐる第二次世界大戦の戦乱の渦にまきこまれるのである。